**観光庁補助事業「菊池川流域日本遺産の大地の記憶が蘇る没入型ナイトツアー**

**『装飾古墳・菊池一族の宴・灯籠ロマン』」商品造成・販売業務委託プロポーザル募集要領**

**１　業務概要**

（１）業務の目的

日本遺産を構成する熊本県北部エリア４市町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）をフィールドに、「菊池川流域の日本遺産」の古代から現代までの二千年に及ぶ稲作文 化が育んだ地域の繁栄を、唯一無二の「時代横断型・没入体験（3ステップ）」として造成・販売、ツアー商品化。学術的学びの機会、地域の祭りへの参加体験とプレミアムな没入体験により、地域全体の観光消費と大規模誘客を両立させる革新的なナイトタイムエコノミーモデルを確立。高付加価値かつ大規模集客も可能な観光モデルを熊本から世界へ発信することを通じて、令和８年７月から９月にかけて開催する「熊本デスティネーションキャンペーン」の時期に国内外から本県へ集中的に観光客を送客することを目的とする。

（２）委託業務内容

　　　別添「観光庁補助事業「菊池川流域日本遺産の大地の記憶が蘇る没入型ナイトツアー『装飾古墳・菊池一族の宴・灯籠ロマン』」商品造成・販売業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

　　　契約日から令和８年２月２７日（金）まで

（４）委託料

　　　１４，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

**２　参加資格等**

　　参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者であること。

　　　①会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

②民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

③参加申込み及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止期間中でないこと。

④暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制下にないこと。

**３　委託業者の選定方法**

応募者から提出された企画提案書の内容を審査したうえで業務委託先を決定する。

**４　参加手続き等**

（１）プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書（様式第１号）を期限までに提出すること。

　　　①提出期限　令和７年８月１４日（木）午後５時必着

　　　②提出方法　持参、ＦＡＸ、メールのいずれかにて提出

（持参以外の場合は、提出後、必ず確認の電話をすること）

③提出先　　熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局

（熊本県観光文化部観光振興課内）担当：高橋

〒862-8570　熊本市中央区水前寺６－１８－１

　TEL：096-333-2335　　FAX：096-385-7077

　　　　　　Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp

（２）参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加の意思がないものとみなす。

**５　質問と回答**

本業務委託に関する質疑は、「質問書」（様式第２号）により行う。

（１）提出期限　　令和７年８月１２日（水）

（２）提出方法　　持参、ＦＡＸ、メールのいずれかにて提出

　　　　　　　　　　（持参以外の場合は、提出後、必ずその旨電話をすること）

（３）提出先　　　４（１）③に同じ。

（４）回　答　　　提出された質問書への回答は、参加表明している全ての事業者にメールにより行う。各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

**６　企画提案書等の提出**

（１）提出書類

　　　①企画提案書鑑（様式第３号）

　　　②企画提案書（様式自由）

　　　　本事業では、以下（ア）～（シ）の業務を実施することとし、それぞれについて「提案事項」「留意事項」に沿った提案をおこなうこと。

1. コンテンツ・滞在モデル・体験商品・パッケージ商品・ツアー商品の造成

【提案事項】

造成する商品の具体的イメージと個数・価格設定

【留意事項】

本委託業務は、本県北部エリアの「菊池川流域の日本遺産」において、古代から現代までの二千年に及ぶ稲作文化の繁栄を巡る唯一無二の「時代横断型・没入体験（3ステップ）」を造成・販売、ツアー商品化するものである。提案にあたっては、以下の特性・スタイル・取組み方針に沿った商品造成を行う提案をすること。

1. 商品の特性

・菊池川流域の古代から現代までの二千年に及ぶ稲作が育んだ大地の記憶（地域の繁栄）を蘇らせる没入体験であること

・.学術的学びの機会、地域の祭への特別参加による大規模集客、プレミアムな没入体験によるナイトタイムエコノミーの３ステップの体験を盛り込むこと

1. 商品のスタイル・取組み方針

・プレミアムなナイトタイムエコノミーツアーについては少人数・小グループ主体、地域の祭への特別

参加については大規模集約を狙った体験コンテンツとし、コンテンツの組み合わせにより、日帰り・宿泊等の交通＋宿泊付パッケージ、ツアー商品とニーズに合わせた幅広い商品作りをおこなうこと。

・ターゲットとする歴史的史跡や建造物、地域文化に深い関心を持つ層に刺さるよう、コンテンツ造成にあたっては専門家による時代考証を正確に行うこと。

・造成する商品の中に、食体験を入れること。また食体験においても満足度の高いコンテンツ造成を目指すべく、熊本県観光連盟事業「Premium chefs of KUMAMOTO」シェフ等、地元で活躍する料理人等を積極的に活用し、食体験の磨き上げを行うこと。

・本事業で造成した滞在モデルをもとに、新たに造成するコンテンツの他、地域内に既に存在する体験コンテンツ等を再整理し、関連付け営業・販売も行うこと。

1. 専門ガイド育成（ガイド内容整理と人材確保・人材育成）

【提案事項】

ガイド育成の具体的手法

【留意事項】

観光的観点から学びと面白さを両立させた満足度の高い体験を提供できるガイド育成の具体的手法について提案すること。

1. 販売・運営体制の整理、構築

【提案事項】スムーズな事業遂行のための運営体制

1. 実現可能性の検証（モニターツアー実施）
2. ファムツアーの実施
3. 商品タリフの制作
4. プロモーション・営業活動・販売 （販売開始：令和７年１１月～）

【提案事項】

設定したターゲットに沿った効果的なプロモーション手法／委託者が設定したセールス先以外の効果的な商品販売・セールス先とその手法

【留意事項】

◆本事業のターゲット

①国内旅行者

ターゲット：都市部在住の知的好奇心が高い中〜高所得層（40代〜60代（特にアクティブな50代））

②海外旅行者

ターゲット国①：台湾、香港

歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。台湾については、TSMC進出を契機に、ビジネスマンの移住やビジネス来訪等も増えており、その家族・親族・知人等に波及させた誘客が期待できるため、本県在住者及びその家族等、ビジネス来訪者もターゲットに設定。ビジネス出張時前後に観光を楽しむブレジャー需要や、駐在している台湾人のマイクロツーリズム需要にも応えていくこと。

ターゲット国②：シンガポール

歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。

ターゲット国③：米国

　　 歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。

◆本県公式HP（日本語・英語・繁体字）及び熊本デスティネーションキャンペーンHPのサブサイトとして本事業で造成した旅行商品の予約が可能なLPを構築すること

日本語ページ：<https://kumamoto.guide/>

英語ページ：<https://kumamoto.guide/en/>

繁体字ページ：<https://kumamoto.guide/tw/>

欧米豪向け県・市共同LP「Fired up Kumamoto」：https://firedup-kumamoto.com/

　◆以下の県公式SNS等の情報発信ツールについては委託者で確保済

　　・県公式Instagram、熊本DC公式Instagram

　　・県公式SNS（繁体字・英語Facebook、県香港事務所Instagram）

・欧米豪向け情報発信サイト「Fired up Kumamoto」の公式Facebook

　◆以下のセールス先については委託者が確保する。これ以外に効果的なセールス先があれば独自提案すること。ただし、これらのセールス実施に係る旅費等については事業内で積算すること。

国内：九州観光機構商談会（東京・大 阪・福岡）（1月）

台湾：本県の観光レップが連携する現地旅行会社約100社に対する定期メルマガ配信・セールス訪問・

商談会への参加

香港：本県の現地事務所が連携する現地旅行会社約30社に対するメール配信・セールス訪問

シンガポール：本県の現地事務所が連携する現地旅行会社約20社に対するメール配信・セールス訪問

北米：（一社）九州観光機構がR7設置予定の北米セールスレップを通じたメール配信・セールス訪問

1. アンケートの実施・分析報告
2. 実施スケジュール

【留意事項】

　下記９「事業実施スケジュール」に沿った事業スケジュールを提案すること

1. 次年度以降の継続した商品販売のための提案

【提案事項】

持続可能な販売を目指すため、本事業内で獲得した販路の整理と、次年度以降に地域内で継続した販売をおこなうための運営体制（地域内ディレクション含む）の構築について提案を行うこと。

1. 委託事業の遂行に係る運営体制
2. その他、事業目的を達成するために行う上記に属さない企画提案

　　　③参考見積書（様式自由）

　　　　　積算の内訳を記載すること

　　　④類似業務実績（過去５年以内の実績：様式自由）

（２）提出部数　　５部

（３）提出期限　　令和７年８月１８日（月）午後５時

（４）提出方法　　持参又は郵送（いずれの場合も、当日午後５時必着）

（５）提出先　　　４（１）③に同じ。

９　事業実施スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和７年 | ８月下旬 | 観光庁からの交付決定通知→委託契約締結 |
| ９月 | コンテンツ・滞在モデルの造成  専門ガイドの養成 |
| 10月 | 実現可能性の検証／モニターツアー実施  体験コンテンツ・パッケージ商品・ツアー商品の造成  販売・運営体制の整理、構築  商品タリフの作成  エージェント向けファムツアーの催行 |
| 11月～ | 商品販売開始  ※随時ツアー・イベント等の催行  プロモーション・営業活動  中間報告 |
| 令和８年 | ２月 | 最終報告 |

　　　※月２～３回程度、関係者との内容共有／協議／進捗報告の場を設定すること（オンライン併用可）

**７　審査方法**

別途審査会を設置し、６（１）の提出書類をもとに、次の事項について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定する。

　　　 なお、審査結果については、全ての参加事業者に後日書面で通知する。

【主な審査基準】

　①本業務の実施に必要な業務遂行能力や実施体制等を有しているか。

　　・業務遂行にあたり十分なノウハウを有しているか。

　　・業務遂行に可能な人員が適切に配置、確保されているか。

　・業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。

②企画力

　・本業務の趣旨を理解し、効果的な商品造成・販売・プロモーションを図ることができる企画内容となっているか。

　・ほかの提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。

③事業実績

　・これまで類似する事業実績はあるか。

④見積額の妥当性

　・適正な経費見積となっているか。

**８　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程 | 内　容 |
| ８月６日（水） | 募集開始 |
| ８月１２日（火） | 質問書提出期限 |
| ８月１４日（木）午後５時 | 参加表明書提出期限 |
| ８月１８日（月）午後５時 | 企画書提出期限 |
| ８月１９日（木） | 審査会（書面審査） |
| ８月１９日（木） | 委託業者決定 |

　　　※選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行ったうえ、改めて見積書の提出を求め、観光庁からの交付決定通知後に委託契約を締結する。

**９　その他**

（１）当該コンペに要する一切の費用は提案者の負担とする。

（２）契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100 分の10 以上の金額の納付が必要となる。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。

（３） 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

・契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。

・契約の相手方が過去２年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。

（４）本書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。

（５）（４）の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。（企画提案書提出期限まで）

（６）提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

（７）提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。

（８）委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。

（９）提出された企画提案書等は返却しない。

（10）審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

（11）提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。

（12）次のいずれかに該当する応募は無効とする。

　①企画提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。

　②特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

【本事業に関する問い合わせ】

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局

　（熊本県観光文化部観光振興課）　担当：高橋

〒862-8570　熊本市中央区水前寺６－１８－１

TEL：096-333-2335、Fax：096-385-7077

Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp